平成２６年（フ）第４８９９号
神奈川県川崎市川崎区塩浜２丁目６―25―103
債務者　伊藤　　遼
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４９００号
千葉県袖ケ浦市蔵波台１丁目18―９―203
債務者　阿部　浩子
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４９０１号
神奈川県横浜市保土ケ谷区明神台３―３―310
債務者　杉森　大志
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４９０２号
神奈川県相模原市緑区大島733―12
債務者　今井　秀明
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４９０３号
東京都足立区扇１丁目41―１―401
債務者　大類　美穂
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４９０４号
東京都江戸川区船堀２丁目７―15
債務者　佐々木　誠
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４９０５号
東京都葛飾区金町２丁目28―17―101
債務者　品川　一江
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４９０７号
東京都足立区六月１丁目26―16―202
債務者　辻中　雄一
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３２７号
横浜市南区中村町２丁目113番地４
債務者　山本　啓一
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月23日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７５７号
横浜市南区日枝町２丁目64番地４　ナイスアーバンスピリッツ横濱吉野町704
債務者　西村　雅美
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５号
愛媛県喜多郡内子町内子1678番地
債務者　九鬼　　実
1　決定年月日時　平成26年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月25日午前10時
松山地方裁判所大洲支部

平成２６年（フ）第８１号
岡山県赤磐市下市682番地１　プレジールＳＡＮＹＯ　Ｃ―205
債務者　岸本　直人（旧姓櫻本）
1　決定年月日時　平成26年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９４号
岡山県高梁市川上町地頭2080番地　市営地頭第１住宅１―２、住民票上の住所岡山県高梁市川上町地頭2080番地
債務者　藤原　笑子
1　決定年月日時　平成26年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１４７号
岡山市中区竹田88番地１プレール百間川202、旧住所岡山市中区赤田216番地３サンライズ201
債務者　山﨑　泰右
1　決定年月日時　平成26年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４８４１号
千葉県印西市西の原３丁目17―１―1110　田村方
債務者　原　　栄子
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部